

第十三回国会 人事委員会 議 録 第四号

昭和二十七年二月二十九日(金曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長代理 理事 藤枝 泉介君

理事 田中伊三三君 理事 淵上房太郎君

理事 平川 篤雄君 理事 井上 良二君

足立 篤郎君 伊藤 郷一君

小澤佐重喜君 塩田賀四郎君

西村 久之君 渡邊 良夫君

今井 耕君 井之口政雄君

出席政府委員

内閣官房副長官 榎木 亨弘君

人事院事務官(事務総局給與局長) 滝本 忠男君

委員外の出席者

大蔵事務官 岸本 晋君

専門員 安倍 三郎君

二月二十八日

旭町の地域給引上げの請願(多武良哲三君紹介(第一〇三四号))

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

○藤枝委員長代理 ただいまから人事委員会を開きます。

委員長がさしつかえがございますので、しばらく私が委員長の職務を代理いたします。

ただいまから一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案を

議題として質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。平川篤雄君。

○平川委員 この勤務地手当の支給に要する約七億円でありますが、一般、特別会計というところが書いてあるのです。この費用は一体何から出されるような予定になっておるのでありますか。

それからその次にはこの国鉄の予算につきましては、どういふふうになつておるのでありますか、この二点をまずお聞きしておきたいと思ひます。

○岸本説明員 今回の勤務地手当の支給地域改訂に要します費用は七億円で、これはこまかい正確なと申しますが、やはり一応の推算ではございますが、このほかにまだ官署指定という問題があるやに承つておりますので、総計においてどれくらいになるかというところは、いまだ正確な結論は出ていないわけでございます。ただ今までの現行制度と比較いたしますと、あの地域区分で行けばおおよそこの程度になるだろう、かように想像しておるわけでありまして、これをどこからまかなうか。

この財源の問題につきましては、原則としていたしましては、やはり人件費のわく内で行上措置して行かなければならない、かように考えております。ただ人件費でどうしてもやれないというような段階になりましたら、他の費用からも、最後手段といたしましては流用というようにも考慮いたさなければならぬかと存じます。来年度、二十七年年度の予算の範囲内では、この程度の金額ならおおよそ実行できるだろう、かように想像しておるわけでございます。

それから国鉄の問題についての御質問でございますが、御承知の通り国鉄の給與制度と申しますものは、一応国家公務員の給與制度とは、別個の体系で行われております。特別の制度になつております。必ずしも国家公務員の給與制度とは一致していません。ただいま問題になつております勤務地手当の問題につきましても、現行の支給地域区分なりあるいは支給割合なりは、国家公務員とは相当趣を異にしておるのでございます。従ひましてこれをどう処理するかという問題につきましても、一応公社におきまして、来年度の給與総額の範囲内において、実行するならばできるやうに措置することだろ

うと考へます。さしあたりは制度が違つて、向うの給與総額の範囲内で、これを措置すべき問題である、かように考えております。

○平川委員 この給與制度は特別であるからということは、その言葉がそのままだと、まほさうならば、われ／＼も了承せざるを得ない点があるかと思つておる。ところが、私が現在まで聞いておるところによると、やはり国家公務員の給與法に従つて大体やつておる。今の勤務地手当の分でもやはり東京に在住する者、あるいは大阪に在住する者、仙台に在住する者、そういう者のそれぞれの単価というものを計算して、そ

の総額の中から部内で配分を、違つたからいへば、人件費のわく内で行うというところ自身も、少し問題があると思ふのです。まだ予算を執行して四月以後の人員費に、もうそれだけの増しが今から考えられておるといふことも、理論的からいへばきつめて不謹慎なことである。あるいは他の費目から流用するといふようなことなにかいえないはずであります。だからただいま申し上げましたように、私が聞

いておきたいのは、この国鉄が給與総額を出してあります積み上げる基礎になつておるものは、国家公務員の給與に準じておるものか、全然そうでないものであるか、そのところのあたりの御見解、そこが焦点になると思ひますから、はつきりさしていただきたいと思ひます。

○岸本説明員 来年度の国鉄の給與総額の計算といたしましては、御承知の通り、昨年に調停ベースで一万八千二百四十四に、昨年度の調停がございまして、それを昨年度の補正予算でも、そのまま実行したわけでございます。来年度の計算といたしましては、それを実行して行つた場合にどれくらいになるかという前提で、一応来年度の予算も考えておるわけでございます。それが結果的にたゞ／＼公務員と、どういふ関係に立つておるかというところは、やはりまた別問題だろうと存じますが、直接の計算の基礎といたしましては、一万八千二百四十四を基礎として出発している、これは間違いない

思ふのです。今おつしやるようになりつかからいへば、人件費のわく内で行うというところ自身も、少し問題があると思ふのです。まだ予算を執行して四月以後の人員費に、もうそれだけの増しが今から考えられておるといふことも、理論的からいへばきつめて不謹慎なことである。あるいは他の費目から流用するといふようなことなにかいえないはずであります。だからただいま申し上げましたように、私が聞

いておきたいのは、この国鉄が給與総額を出してあります積み上げる基礎になつておるものは、国家公務員の給與に準じておるものか、全然そうでないものであるか、そのところのあたりの御見解、そこが焦点になると思ひますから、はつきりさしていただきたいと思ひます。

○岸本説明員 来年度の国鉄の給與総額の計算といたしましては、御承知の通り、昨年に調停ベースで一万八千二百四十四に、昨年度の調停がございまして、それを昨年度の補正予算でも、そのまま実行したわけでございます。来年度の計算といたしましては、それを実行して行つた場合にどれくらいになるかという前提で、一応来年度の予算も考えておるわけでございます。それが結果的にたゞ／＼公務員と、どういふ関係に立つておるかというところは、やはりまた別問題だろうと存じますが、直接の計算の基礎といたしましては、一万八千二百四十四を基礎として出発している、これは間違いない

思ふのです。今おつしやるようになりつかからいへば、人件費のわく内で行うというところ自身も、少し問題があると思ふのです。まだ予算を執行して四月以後の人員費に、もうそれだけの増しが今から考えられておるといふことも、理論的からいへばきつめて不謹慎なことである。あるいは他の費目から流用するといふようなことなにかいえないはずであります。だからただいま申し上げましたように、私が聞

いておきたいのは、この国鉄が給與総額を出してあります積み上げる基礎になつておるものは、国家公務員の給與に準じておるものか、全然そうでないものであるか、そのところのあたりの御見解、そこが焦点になると思ひますから、はつきりさしていただきたいと思ひます。

○岸本説明員 来年度の国鉄の給與総額の計算といたしましては、御承知の通り、昨年に調停ベースで一万八千二百四十四に、昨年度の調停がございまして、それを昨年度の補正予算でも、そのまま実行したわけでございます。来年度の計算といたしましては、それを実行して行つた場合にどれくらいになるかという前提で、一応来年度の予算も考えておるわけでございます。それが結果的にたゞ／＼公務員と、どういふ関係に立つておるかというところは、やはりまた別問題だろうと存じますが、直接の計算の基礎といたしましては、一万八千二百四十四を基礎として出発している、これは間違いない

事実であります。

○平川委員　そういうことにつきましては、いずれ国鉄の給與關係の方が同席の上で、いろいろ聞いてみたいと思ひます。それにいたしましても、この支給地・区域分の変更というものは、新たに生じた事態です。これを政府が見なければならぬという責任をどういうふうにお考えになつておるかということです。

○峯本説明員　現在の段階におきましては、一応建前が異なりますので、これは簡単に申し上げて恐縮でございますが、一応公社においてこの新しい事態に対応してどう措置をとるか、公社においてまず判断すべき問題だろう、かように考えております。

○平川委員 公社においてまず判断を
しということは、判断をして、やはり
大蔵當局の了承を得なければならぬ段
階になつたら、そのときはまた考慮を
するという意味を含んでおるのです
か。

○岸本説明員　現在におきましては制度の建前が異なる關係上、少くとも昨年の一万八百二十四円ベースというものを基礎にして、来年度の予算も考えておりますので、新たな事態というのは別個に生じない限りは、やはりこのままで進むつもり少くとも給與総額の問題としては、このままで進むよりしようがないんじゃないかと思ひます。

○平川委員　そういうふうに分離をし

て、都合のいいときには考えるというの私は納得ができない。この前五月に人事院の勧告がありまして、それが十月実施まで延びたという事実は、いろいろいわれておりますように、国鉄関係の勤務地手当支給に関する予算

が、うまく折り合わないから、それで延びたんだということも、しきりにいわれておるのです。そういう場合には一本に考えなければならぬ。今度の分は分離して、向うは体系が違うんだから、なるほど全体に約五割増しの地域給の支給を決定いたしましたのはこの一月でありましょう。そうでありましょうが、しかしそれまでに今私が指摘いたしました給與総額を出す基礎といものは、やはり同じような態度をとつて来ておるのであるし、勤務地手当の分は別といたしましても、内部において多少その自由は認めてあつたはず

ります。と同時に公務員の一万円ペー
スト、国鉄の一万八百円ペースがまっ
たく同じものだという前提に立ちます
と、あるいは国鉄についても同じこと
を考えなければいかぬじやないかとい
うことに相なるわけでございますが、
どうもこの給與の性格では比較とい
うことが第一困難でございますようし、
同時に公務員の給與と国鉄の給與の性
格が同じであるということをもまず要求
するのは、公社法の建前からいかがか
と考えますので、この点は一応別個に
分離して考えたい、こう思うのであり
ます。

○ 逓延政府委員 国鉄の給與体系と公務員の給與体系が同じであるかどうかというような問題は、これは観点の相違によりまして、いろ／＼言い得るのじやなかろうかと思ひます。それで大局的に見ますと、これはどうせ公務員あるいは公務員に準すべき公共企業体の給與でありますから、従つてそれほど大きな違ひがあるというふうには考えられないのであります。しかしながら公社の方は、これはやはり公社側と労働協約的な問題が入つて参りますので、そういう面から見て参りますと、いささか異なる点があろうかというふ

が、これに要する予算というものはおそらくあまり大した問題ではないのではないかと考えられるのであります。およそ人件費というものは、正確に年間の計測ができるものであるとは考えません。昇級というような問題もございしますし、途中で出て行く者、入つて行く者等いろいろあるわけでありまして、それを最初から計画的に想定したすということは困難であります。従いまして、人件費予算の組み方というものは、おそらくある程度の余裕を保持つて組まれるのが、通常の常識ではないかというふうに考えるのであ

ります。従いまして、政府側とされて、今回の公務員の一般職の地域祿を引上げるといふことに、人事院の勧告を全体的に尊重されたといふゆえんのものは、——これは一般職のみならず、あるいは公共企業体といふようなものにつきましても、バランスをとる必要があるであらうといふことを、おそらく想像されておるであらうと思ひますし、またその程度の予算といふものは、幅が非常に狭いものであるならば、あるいは新しく追加いたしませんでも、想定されておるところの予定の人員費の範囲内において、まかない得るといふような御見當をつけておられるのではないかといふふうに考えるのであります。

○平川委員　今の瀧本局長のお話のよう
うに、給與課長は余裕があるというふう
うにお考えになつておるならこれは別
でございます。それは、今度は向うの
国鉄自身の給與係の人の意見を聞いて
みなければならぬことであります。
しかし原則的に申して認めないという
ような腹でつづばねておられるのか。

今いろいろ問答しておりますうちに、私が非常に心配をしておりますこととの裏づけのような事柄がありましたので、この際明らかにしておきたいと思ひます。この前、昨年のことでありますが、御承知のようにここでもちやよつと問題になりました地方公務員の給与の問題について、大体ベースが、教職員についてはこれ／＼、一般の町村吏員についてはこれ／＼と、それ／＼国家公務員より高いのであるから、

は、自然そういうふうになつて来るのであつて、現実的にはやはりそういうふうになると思ふのであります。そういうような問題を取上げて、これは全然別個の給與体系であると断ぜられることは間違ひだと思ひますが、その点について給與課長はどういうふうにお考えになつておるか承りたい。

〔藤枝委員長代理退席、田中（伊）委員長代理着席〕

○岸本説明員 全然別個の給與体系で

訂によりますと、おおむね国家公務員が勤務地手当千四百円を若干突破すると思ふのであります。国鉄の場合は八百円見当でございます。体系上におきましても、そのベースの中でどこに重点を置くかということにつきましても、相当の差異があるわけでございます。

○平川委員 いずれ後ほど機会がありましようから、詳しく追究することは後日に譲りますが、ただいまの本俸と勤務地手当のことでありますけれど

間にもうけました子供が一人あるの
あります。そこで当然帰るべきだとい
う人もあるのでありますが、せつかく
子供もおることだし、再縁をする意思
もないからというので、その亡夫の家
にとどまっておる。しかるに扶養手
当の方をもらうという段になりますと、
その母親についてはもらえない。それ
は本人の実母でないからというので、
もらえないのであります。子供にだけ
扶養手当がくついておる。私はその

務總裁まで来てもらわなければならぬ問題かと思ひますけれども、ひとつできれば簡単に処理してもらうように考え直してみたいいただきたい、こういうふうに思ひます。ほかにもあるのですが、また後の機会に譲ります。一応これで……。

○田中(伊)委員長代理 井上良二君。

○井上(良)委員 地域給に関連しました。二、三質問をしておきたいのです。が、地域給制度というものを設けました

根本的な建前は、当該地域の消費者生活が他の地域に比べて非常に高い。従つて現行の給與ベースでは、生活に支障を来すところから、地域給制度というものが設けられたと思うのです。従つてそれはあくまで本俸をカバーする一つの制度である、そういう建前から考えますと、地域給に指定された地域は問題はないにしても、地域給から取放された地域との差別が起つて来ます。もちろんこの地域給を指定するについては、いろ／＼の角度からの調査が科学的に行われて、その上で指定がされておりましたけれども、しかしながらその調査内容たるや、いろいろな指定されるような要素をつくり上げておることがなきにしもあらずであります。たとえていいますと、一級地なら一級地、それから二級地なら二級地という指定がされておりました。その境界を町村単位に置いておる。そこに問題があるものであります。今日のように交通が非常に発達し、特に交通の不便な地域における生活物資というものが、非常に高いという実情から考えまして、私はいつそのこと、地域給というものをみなやめてしまつて、基本給に繰込んでしまつたらどうかと、こういう考え方を持っておりますが、そういうことは實際上不可能でございますか、その点について一応伺いたい。

○滝本政府委員 地域給設定の根本基準につきましては、おおむね御指摘の通りであらうと考えております。ところがこの地域給のやり方等につきまして、境界になるところあたりで、困難な問題が起きるのではなからうかという御見解、これもごもっともだと思ひます。従ひまして、われ／＼といったしましては、現在の基準の範囲内におきまして、たとえば近畿地方の例をとつてみますと、大阪でありますとか、あるいは奈良県というところにおきましては、おおむね町村単位で小ききにするというやうなことはいたしませんで、これは比較的大きい範囲にわたつて、同一階級にするというやうな考慮を加へていふのであります。しかしながら、そういうことを申し上げまして、これは決して十分なことではございません。従ひまして、現在地域給の区分が町村単位におおむねつていふ理由で、たとえば教員の人事交流に非常に支障を来してゐるというやうな事情も、よく承知いたしておるのであります。従ひまして、われわれが今後地域給をいかにすべきかというところにつきまして、いろ／＼研究いたしております。これは都会地あるいは町村あたりにおきます生計費というものは、生活水準というやうなものが、大体同様になるというところでありまして、これはもう放してしまつてもよろしいという事情があらうかと思ひます。しかしながら、われわれが地域給を設定いたしております根本基準は、やはり実質賃金を同じにしようというところが、根本のねらいでございます。たとえばCPS、CPIというやうな資料によりまして、都会地と町村あたりと、相当生計費の指数が違ふというやうなことに相なりますれば、これを平準とやめてしまふというやうなこともなか／＼困難であらうかというやうに考えるのであります。現に公務員の職員組合側からいろ／＼ベース・アップ等につきまして、計算

等もされておりますが、そういう資料を拜見いたしましたも、東京は三割地域給を支給するのが適當であるというやうな御見解があるように聞き及んでゐるのであります。これのごときは、やはり都会地といふのは、町村におきましては、生活実態の面において困難の程度が違ふというやうなことを、認識されてのことであらうと考えます。そういう現状でございますから、卒然とこの地域給をやめてしまふということは、なかなか困難ではないかというふうに考えます。しかし現行地域給制度というものは、いい面もございすが、それが及ぼす影響の悪い面も多々あると思ひますから、これは何とかそういう影響を局限したいというふうに思ひまして、次期勧告あたりにおきましては、相当程度こういう問題を考へて参りたいというふうに考へております。この地域給を廃止するということにつきましても、たとえば全国を一本にするために、東京の地域給を下げよう、いなかでは上げてよろしい、そういうバランスをとれというなら、これは話は簡単です。ところが實際問題としましては、なか／＼そういうことはできるものではございません。従ひまして、みな現在の二割五分の地域給にづつと上げてしまふ、そうして地域給というものを廃止して、本俸一本にするということが、地域給廃止の方法として考へられ得るのであります。しかしながらこれに要します予算は、概算でございすが、おそらくは百二十億圓くらい年間を通じまして、必要になるのではなからうかというふうに思ふのであります。これはなか／＼予算実行上もまことに困難なことであ

らうかと思ひます。現に職員組合側における認識というものは、やはり都市といふなかにける生活実態の違いがあるというやうな認識がある現状におきまして、卒然とこれをなくしてしまふというやうなことは、實際問題として困難ではなからうかと思ひ次第であります。くどく／＼申し上げましたが、要は次期勧告等におきまして、相当程度この問題を整理する方向に参りたいというふうに考へておる次第であります。

○井上(良)委員 そうすると、それに関連して質問しますが、一体現在の給與ベースというものは、これは一つは民間給與の水準を大体押えて、一方は国民最低生活の水準を維持するといふこの二つの建前から一応は引き出されておるのじやないかと、われ／＼は押えておりますが、かりにそういたしました、一体現在の給與ベースで、最低生活が維持され得ると給與局では考へてゐますか。ここが問題なのです。

○滝本政府委員 人事院は給與ベースの勧告を、昨年の八月にいたした次第でございます。その結果国会の御審議によりまして一応二十六年度の補正予算におきましては、ほぼ一万円程度のベースに押えられた次第でございます。その当時におきまして、八月以降におきまして減税措置がとられたという事実がございします。それからまた免税点の引上げというやうなこともあつたのであります。そういうやうな影響がございまして、われ／＼が實際にこの單身成年者の手取り額というやうなものを考へてみますと、まことに不満足ではあります。その当時におきまして、ほぼその程度を維持し得

るのではなからうかというふうに、一応考へられたのでございます。しかしながらその後におきまして、やはり相当たとえば電気料金でありますとか、ガス料金でありますとか、いろ／＼なものの上り、また交通費の値上り等もあつた次第であります。そういう影響がいかにか現われて来ておるかということ、われ／＼はずつと観察しておるのであります。現状までにおきまして、たとえば昨年の十二月ぐらゐまでの統計資料を持ち合せておりますが、そういうものから想定いたしてみますと、まだ／＼現在人事院は俸給表の額をかへる勧告をいたさなければならぬと判断する時期には至つていないのではなからうか。しかし絶えず研究いたしております。近い将来あるいは遠いことになるかもしれせんが、そういう必要があれば、国家公務員法第二十八條に従ひまして、俸給表を改訂する必要があると人事院が判断するに至りましたならば、これは即刻給與ベース引上げという勧告をいたすことになるであらう、こういうふうに思つております。

○井上(良)委員 その給與ベース引上げを勧告する土合となります。たとえばCPSならCPSが、どれだけどうかわつて来たという、勧告するにあつたつての、一つの基準というものがあなたの方にございしますか、それからひとつ御説明願ひたい。

○滝本政府委員 人事院が勧告いたします際には、先ほど御指摘になりましたやうに、民間給與と、それから標準生計費と申しますか、最低生計費と申しますか、そういうものによつて判断をいたすわけでありまして、C P

Sでありますとか、あるいは労働省でやつております毎月勤労統計、こういうふうな経済的な資料がございまして、しかしそれはわれ／＼がそういうことを判断いたします際に、副次的に用います統計資料でございまして、あくまで判断は民間給与の実態というものを、これは人事院が職種の民間給与調査というのをやりまして、その結果に基づいて判断いたす次第でございます。その調査をやることにつきましても、これはいろいろ予算の関係もございまして、二十七年度にももちろんそういうことを組んでおるわけでございます。二十七年度の予算がございまして、二十七年に入りましたならば、即刻こういうことができるように、現在からいろいろその調査の方法等につきましても、検討を進めておる次第でございます。なお一方におきまして、副次的資料等によつてまだまだそういう時期が早い、こういう勧告をしなければならぬと判断をするには、時期が早いということになりますれば、こういうような過去の資料等を用いるということもあります。また労働省あたりでやつておられます資料を使うということも考えられますので、そういうことにつきましても研究を進めております。それから標準生計費につきましては、月々計算をやつておまして、絶えずそういう準備はいたしておる次第であります。

活の上から、一つの重要な面と考えますけれども、少くとも民間の場合は、給与が下り待遇が悪くなりますならば、それ相応、その待遇を守ろうとする武器があつて、団結権、団体交渉権、罷免権等によつて、守ることができ得るのです。ところが公務員の場合にはそれは全然違ふのです。そこに人事院の大きな努力が必要とされるのであつて、御存じの通り民間の給与水準がかりに下つて行く、だからこの際官吏の給与は捨てておいていいという考え方にはならぬ。私は給与問題に対しては、専門的にあまり研究はいたしておりませんけれども、大体従来給与問題に対する一つの考え方といたしましては、政府の立て方は、一応その生活を守つてやろうという、その生活保障の線において給与が考えられておるようです。扶養手当の制度でありますとか、あるいは勤務手当の制度であるとか、あるいは寒冷地帯の手当制度であるとか、今度の地域給の引上げとか、そういうようなものはみな生活を基礎にしての給与の立て方になつておる。もちろんその点もさきに申しました通り、最低生活を維持するに必要な給与というものは、これは守られなければならない。しかしそれと同時に、われ／＼が考えなければならぬのは、やはり公務員中において、特に有能な能力を持った人、技術を持った人、こういう人に対する積極的な待遇というものが考えられなければならぬ。やないか。いわゆる給与ベース一本で押えてしまつて、何ら能率的なあるいは技術的に優秀な者を優遇して行く道が少くとも私どもは積極的に給与改訂において

では考えるべきじゃないか。それと同時に官吏としての一つの誇りを持ち得る待遇というものが、保障されなければいかぬと思う。御存じの通り、最近汚職事件があらゆる方面に起つております。問題は全体に官吏の待遇が悪いというところから来ているのです。官吏がいかなる権力にも屈せず、いかなる誘惑にも陥らぬだけの地位が保障されるということが必要であります。その中心を貫くものは、官吏としての身分を十分国が保障してやる、国民がまたこれを守つてやるといふことでなければならぬ、そういう面について一体人事院としてはどうお考えになつておりますか。最近の汚職事件の発生について、一体人事院はどうお考えになつておりますか、この点をあわせて御答弁を伺いたい。

○滝本政府委員 われ／＼がこの給与を考へて参ります際には、やはり国家公務員法というものが、基礎になるであらうというふうに考えます。従ひましてこれは公務員だけが特別の給与を支拂われるということが好ましいという面もございします。しかしながら、これはやはり納税者たる国民が納得する線ということになつて参りますれば、最低生活を確保することはもちろんでございします。やはり民間の給与と一応バランスをとるといふことが基礎になつておるわけでありまして、そのときに民間のごとく零細な企業までの平均を問題にするか、あるいは比較的大規模の整然とした事業場の給与を基礎とするか、いろいろその点考へ方がございします。しかし人事院が今考へております考へ方は、あまり零細企業等の給与水準ということには、拘泥いたさないということ、ほぼ民間の比較的大きな事業場におきまして賃金水準を大体の目安にいたしまして、こういうものに合せて行くという努力をいたしておるわけでありまして、人事院が勧告いたしましたも、政府の方でお取上げにならなければ、これは努力がむだになります。国会におきまして十分人事院の申し出ますことにつきまして、慎重に御検討願うと同時に、これを御採用になるように、今後特にお願い申し上げたいというふうに思ふのであります。

また一方におきまして、能率等が増進するような方途を考へるべきじゃないか、また有能な人、責任のある仕事をして人々には、それ相応の給与を支拂うべきであるというふうなお話でありますが、われ／＼もまことに同感でございます。そういう問題につきましましては、近くわれ／＼は職階制に基きます給与準則、すなわち新しいメリット・システムに基くところの公務員の給与制度というものを考えたいというふうにして参ります。これも近く国会及び内閣の方に勧告をいたす段取りに相ならうかと思ふのであります。そういうことをもしやりますならば、最低生活は確保でき、平均的には民間の給与とあわせ、それになおかつ、たとえば非常に優秀な技術を持つて、そしてそれを現に仕事の面に現わしておられるという人、あるいは責任ある仕事をしている人、あるいはそれ相応の待遇をして行くという基礎を確立し得るというふうにして参ります。もつともこれは日本全体の給与水準の問題と関連がございしますので、あまり高くない給与水準に置きま

して、そういうメリット・システムを確立したい。しかし上下差というものがないと、また問題にならうかと思ひますので、その辺はかね合ひでございします。そういうことにつきまして、十二分に努力をいたしたい。そのことを近く国会に御勧告申し上げたい。そしてそういう制度を確立していただきたいというふうに考へておる次第であります。

また汚職事件等につきまして、これがいかに悪いことだということには決して思つておりません。人事院といたしましては、これはやはり公務員の服務規律というふうな問題をやつて厳重に行くというところは、公務員法に規定のあるところでございます。もちろんその方針に従つてやつて行くということが、必要だらうというふうに思つております。はなはだ私はその面に關します限りの担当をいたしておりませんので、ここで十分なお答えが申し上げられませんが、なおこの問題はやはり御指摘のように、給与水準がよくないと、こういうことが、これは一番の根本でございしますから、その方面につきまして十二分に今後努力して参りたいと思ひます。

員がほとんど山村といえますか、あるいは交通不便な町村には就職をきりうという実情は、これは事実として起つておるのであります。御存じの通り、国民教育として義務教育が課せられておる今日、一方には非常に優秀な教員が待遇その他の関係で集まるが、一方はほとんど優秀な教員は長く勤めてもらうわけには行かないという実情が起つておるのであります。これを一体あなた方はどう直そうといたしますか。これは教育上重大な問題になつて来ておりますが、この点に対するお考えを伺いたい。

○滝本政府委員 御指摘のように教員の問題は、非常に重大な問題だといふように、われ／＼は認識いたしております。従いまして地域給の面におきまして、この交流等を阻害しておるという点につきましては、今後給與ベース勧告の際に、相当程度そういう障害を除去するような方途を講じたいといふふうに考えております。なおもう一つ、この問題に関連いたしました、ごく僻地に勤務されております小学校教員に、何らかの待遇があつていいのではなからうかという問題があるかと思ひます。小学校教員の大部分は、国家公務員でございますから、直接われ／＼の方の所管ではございませんが、しかしながらやはり僻地勤務いたしましたる国家公務員というものはおるわけでございます。そういう人々につきましては、ごくかけ離れた僻地に對しては僻地手当というものを現在もやつております。この制度は現在片手落ちになつておりますので、相当全体的に広げまして、このバランスをとりたい。なおその僻地手当の支給割合等

につきましても、できるだけ近い機会にこの割合は上げて行きたい。そういうことをわれ／＼がやりますならば、府県等におきましても、大体これに準じてお取扱いになるのではないかと、こういう面からも僻地における教員の優遇問題が解決されやしないか。こういうふうにも思ひます。なお先ほど申しました職階制に基きます給與準則、教員の俸給表というものを勧告する用意を持っております。この教員の場合におきましては、永年同じ職務に従事されますわけでありまして、途中でやめられぬでもよろしいように、ずっと長らく教育に専心されることができまふような俸給表をつくりたいといふことで、目下研究を相當進めまして、事務的にはほとんど結論に近い状態にまで相なつております。

○井上(長)委員 特別に教員に對して新しい給與制といふことが、そういうものを人事院でも考えておるといふことで、まことにけつこうと存じますが、御存じの通り裁判所の職員その他には特別給が支給されております。教員はあつていふように他の公務員とは全然立場が違ひますから、特別にこれはお考えを願ひたいといふことを、つけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○田中(伊)委員 局長さん、政府委員となつておられますから、政府を代表して責任のある答弁をする立場にあります。

○井之口委員 けつこうでございます。質問の途中でもその返事はできませんといふことになつて来ると、いくら私が申し上げても何の役にも立ちませんので、一応この点をお聞きしたわけでありませう。

なお最後に一点伺つておきたいのは、本委員会の理事会でも問題になつたようですが、今回の地域給の引上げによりまして、いろ／＼な差別が起つた地域がたくさんございませう。これは、いづれ人事院の方といたしましては、大蔵省の給與局その他とも十分打合せをされまして、近く新しく再引上げといひますか、いわゆる引上

げを再び勧告するという調査をされて、いつごろこれは国会及び政府に再勧告をされる準備を進められておりますか、それを一応伺つてみたい。

○滝本政府委員 先ほど申しましたように、今回の給與ベース勧告の際におきましては、相當程度平均をとるといふことをやりたいといふふうに思つております。なお今回の級地の指定によりまして、若干問題になる地域の官署等につきましては、これは級地引上げと同時に、官署指定をいたしたいといふふうに思つておる次第であります。ただいま御指摘の点につきましては、今後慎重に検討させていただきますといふふうに思ひます。

を伺つてみまさんと、はつきりした御返事は申し上げかねると思ひます。

○井之口委員 少くとも何百万という官公庁の労働者を代表して、そういう方が總裁に面会されるんですから、これは日本の政治の上にとつても非常に重大な問題である。そういうものをやはり局長さんが知らなかつたといふことになる、または十分には今思ひ出せないといふふうなことになる、相当地の面会を輕視しているといふことになるのであります。さういふ輕視があるやうであつては、これだけの多くの方々の生命、生活といふものを見て行かなければならないところの人事院としては、これはな／＼われ／＼解し得ないところだと思ひます。なるべくそういうことのないように、そういう代表者が参りましたときに必ず十分に會つて、この人たちがいかなる要求を持つておるか、そうしないことには給與の決定といふふうなこととはな／＼できるものではない。

さてそのときに總裁はこういう返事をされたのであります。CPIによる生計費の上昇率は、五月と十一月では変化がない、こういうことを返事されたのであります。人事院はやはりこういう全般的な建前になつておるのでございませうか、どうでございませうか。

○滝本政府委員 總裁がそういうふうな答弁をされたのであらうといふことは私はわかりませう。それはしかし統計資料に基いて總裁が言われたのでありまして、見解とか何と云う問題ではななくて、事実指数についてそれを指摘されたものである、こういうふうに承知いたしております。

○井之口委員 統計と申しますものは科学的にできてゐるものだと思うのです。事実があるがままに反映することには統計があると思ひます。もしその統計が五月と十一月では生計費の上昇率に何らの変化がないといふふうな統計の結果だといふことでありますと、われわれが日常経験している事実とこれは即しないといふことになるのであります。統計を、人事院においては即しないといふのでございませうか、どうでございませうか。

○滝本政府委員 CPI並びにそれに基いてつくり出すCPIといふ統計は、總理府の統計局において作成いたしております公式のものでございまして、それをわれ／＼は使つておるだけでございます。

○井之口委員 それがもし誤謬であつても、これはうのみにされるのでございませうか。人事院に對しては積極的なところの勧告を政府にしてくれ、こういうので労働者の方々は非常に大きな信頼を持つてゐる、親心で何とかわれわれの苦しい生活を、少しでもよくしてくれようという勧告をしてくれるであらう、日々ガス代は上る、米代は上る、いろ／＼なものほとんど上つて来る、そういう場合の苦しい生活を訴えるところはない。これは人事院にでも代表の方々が行つて、そうしていろいろなお話を總裁にしているわけなんです。その總裁が一方の現実に即しないところの統計のみを無批判に受入れるといふことになりましたならば、これはどんなものでございませうか。私は統計の基準もつと不合理なら不合理、実際に即しないものなら即しな

は統計的にできてゐるものだと思うのです。事実があるがままに反映することには統計があると思ひます。もしその統計が五月と十一月では生計費の上昇率に何らの変化がないといふふうな統計の結果だといふことでありますと、われわれが日常経験している事実とこれは即しないといふことになるのであります。統計を、人事院においては即しないといふのでございませうか、どうでございませうか。

○滝本政府委員 CPI並びにそれに基いてつくり出すCPIといふ統計は、總理府の統計局において作成いたしております公式のものでございまして、それをわれ／＼は使つておるだけでございます。

○井之口委員 それがもし誤謬であつても、これはうのみにされるのでございませうか。人事院に對しては積極的なところの勧告を政府にしてくれ、こういうので労働者の方々は非常に大きな信頼を持つてゐる、親心で何とかわれわれの苦しい生活を、少しでもよくしてくれようという勧告をしてくれるであらう、日々ガス代は上る、米代は上る、いろ／＼なものほとんど上つて来る、そういう場合の苦しい生活を訴えるところはない。これは人事院にでも代表の方々が行つて、そうしていろいろなお話を總裁にしているわけなんです。その總裁が一方の現実に即しないところの統計のみを無批判に受入れるといふことになりましたならば、これはどんなものでございませうか。私は統計の基準もつと不合理なら不合理、実際に即しないものなら即しな

い、こういうことを決定して、そうして正しい基準の上に立つて、人事院においては給與のベースの決定に対してはこれは算定されるべきものじやなからうかと思ひますが、どうぞございませうか。

○滝本政府委員 私先ほども井上委員の御質問に対してお答え申し上げたのでありますが、人事院におきまして給與ベースの引上げ勧告をいたした際には、人事院が行います職務別民間給与調査というものと、人事院が計算いたします標準生計費、この二つを基礎資料にいたしまして、俸給表というものを作成いたしたのであります。従ひましてCPIそのものを使うのではございせん。総裁がかりにCPIというものが五月と十一月が同じだということを指摘したといたしましても、それはその統計の説明をいたしただけでありまして、それを使つて人事院が当然こうするというわけでありませぬから、その限度において御了解願ひたい。

○井之口委員 なるほどさうでございますか。非常にけつこうであります。それで五月と十一月の間に実質上公務員の生活の上において、生計費というものの変動があつたということとは、これはお認めになるのございませうか。

○滝本政府委員 個々の具体的な事例をとらえては、なか／＼一般的に判断はできないように思ふのであります。一般の物価動向というのを見ても、昨年の上半期におきましては、相当程度消費財が上昇いたしましたのであります。しかしながら昨年の下半期におきましては、ほぼ横ばい状

態をとつてゐるということは各種の統計資料に現れてゐる。変動はもちろんでございますが、しかし大体のところを見ますと、まあ横ばいをしてゐるということとは、何もCPIだけではございせん。各種の統計資料からさういふことがわかるのであります。そういたしましたわけ／＼が考えまする際に、やはり手取りの金額というものを考えなければならぬという事実がございませう。昨年の八月におきまして減額措置並びに免税点の引上げということがございまして、われ／＼の標準生計費を元のままの税制で計算してみますと、それはある程度の間に上昇はございましたが、しかしながらその免税点の引上げ並びに減額措置によりまして、手取りにおきましてはまだまだわれ／＼が現在公務員法第二十八條に基きまして、人事院が勧告するところか。こういうふうな考へておる次第であります。

○井之口委員 縦ばいにしろ、横ばいにしろ、とにかく物価が上昇してゐるという事実は、動かすべからざるものであるというふうに、今おつしやつたようでございますが、それならばただその上昇はあつたが、まだ勧告するの時期に達してゐない。一方において税金の引下げというものがあつたために、幾分生計がゆたかになつた、こういうふうなお話であります。それは物価のさうした総体的な上昇が、完全に税金の引下げによつて相殺されたか、こういうお考えであります。もしそうでありましたならば、今は計算資料を持つておりませぬから、人事院において何かさうしたこと

を明確に、これだけの給料に対して物価がこれだけ上つた。しかしながら給與の点においては勤務所得税が少くなつてゐるから、こうして相殺されてひつともそこに現れなかつた、またはごく微量なものしか現れなかつた、と、こうした明確な立証ができるのでありませうか。

○滝本政府委員 これはそこから先は推算になりまして、なか／＼話がむづかしい。ことにこれは見る人によりまして異なるかと思ひます。しかし昨年の十月ごろにおきまして、当時引上げになつておりました各種の生活に影響のありますものの値上りと、減額措置とは大体見合う。これは人事院の見解ではございせん。私の記憶では大蔵省の税金関係の方でさういふ御見解の発表があつたように私記憶いたしております。人事院といたしましては、従ひまして先ほど私が申しましたように、大まかなことを申し上げておるのであります。これは勧告をいたす必要があるという時期になりますかと思ひます。

○井之口委員 大まかなところでけつこうでございますから、大体の算定の基礎になるようなものを、いずれ機会を持ちまして説明をいたしたい。今すぐどうせよというふうなことは申し上げない。

次に浅井総裁はさういふことを言われたさうであります。二十七年年度予算案に軍事費が多く食い込んでゐるために、政府に勧告しても見込みがない、それだから給与引上げの勧告はどうも出ずわけには行かないのだ、さういふことを総裁が言われたさうでございます

が、これは御承知でございますしうか。

○滝本政府委員 私は総裁の言動につきまして、一々報告を受けておるといふようなわけではございせんので、その件につきましてはよく存じておりませぬ。

○井之口委員 それから人事院を代表して、今あなたはこのことはお考えになりませぬでしょうか、どうぞございませうか。あなたは人事院総裁じやないのですから、あなたがさういふこととは申し上げませんが、さういふ考えを持つておいでになりませぬか。

○滝本政府委員 人事院は給與ベースの勧告をいたします際は、国家公務員法の二十八條に基いていたすのでございませぬ。

○井之口委員 それでは二十七年年度の予算が非常に軍事費に多く食われてゐるために、給與ベースの引上げは勧告してもむだなんじやないか、さういふ結論になるんでさういふのでございませぬか。

○滝本政府委員 われ／＼は予算の關係者でありませぬので、予算のことにはよく知らないのでございます。ただ人事院は国家公務員の給與水準というものはあるべきである、さういふ勧告をいたすのであります。そこから先の判断は、むしろ国会でなさるべき問題であらうというふうに考へるのでございませぬ。

○井之口委員 さういふいたしますと、予算の方はわからないのだから、かくあるべしという自信のもとに政府に対して勧告をする、非常にけつこうでございます。それでなければいかぬ。予算がたくさんの軍事費に食われてゐるか

ら、給與の引上げを要求したつてむだなこつちやというふうには、予算をすでに頭からわくできめられて、さうして国民に耐乏生活、奴隷のような生活を強制するといふのは、間違ひである。それで浅井人事院総裁がさういふことを言われたとすれば、これはとんでもないことである。しかし局長さんはさういふものじやなくて確固たる自信のもとに給與ベースはかくあるべしといふ、その生活の基礎を基礎として算定して、政府にこれだけのものを勧告をすべしといふふうな方針を立てられるといふことであるから、非常にけつこうであります。しかし一歩翻つて考へてみまして、二十七年年度の予算はおわかりにならぬ。しかし官庁として、当然政府の予算の中からこれは出て来るものでありますから、全然これに対して無知であつて、何もおれは知らぬのだといふふうなことは、これは通らぬと思ひますが、さういふのでございませぬか。

○滝本政府委員 国民の常識として、新聞紙上等に出ます予算の状況はもちろん存じております。しかしながら責任をもつて予算のことは申し上げられないといふことを申し上げたのであります。人事院が勧告をいたします際は、国家公務員法二十八條に従ひましていたす、さういふわけでございます。

○井之口委員 なるべくあなたの財政に対する常識的な判断をお聞きしたいのでありますが、委員長もお急ぎのようでございますから、それは抜きにいたしまして、次に先ほどおつしやいました、公務員として生活が安定するだけは給與しなければならぬといふ

うな原則の上に立つておるといふうな回答でございましたが、これは最低賃金制度の主張であつて、当然最低賃金というものを設定してやらぬと、政府の一般的な単なる平均的な賃金のベース・アップといふふうなものは、なか／＼一般の労働者の人たちの生活の確保は不可能と思ひますが、その最低賃金は、今どれくらいに算定し、そして今日の状況においては、どれくらいが適当とお考えになつていらつしやるか、そういうものに対して政府の最低賃金制度の実施並びに今やられてゐるような、いろ／＼な方法に對しての改正意見というふうなものを、お持ちでございませうか。

○渥本府委員 公務員の給與体系におきましては、最低賃金というものは現在現われておりません。しかしながら俸給表をきめて参ります際に、年齢満十八才の成年單身者の標準生計費を算定いたしました給與をきめて参るわけでございますから、おおむねそれ以上の方は、それ／＼それより高い給與を受けられておることになるものであります。現在給與法の俸給表にきめてある数字は、国会でおきめになつたのであります。

○井之口委員 最低賃金を決定して、そうして能率に従つてその上にいろいろな率をもつて上つて行く、かつ老後あるいは病氣した場合に、いろ／＼な社会施設によつて、その生活を保障するというのが原則であつて、そうしていただいた御意見でも、それは承認しておられるように聞えるのであります。ただそれを表現するのに、最低賃金の確立といふふうに表示されないで、これを標準的な人間の平均的な生活水準といふふうに、今表現されたと思ひますが、それをもつと親切に、もつと徹底的に、今日諸国において行われてゐるような制度を頭に置いて、そういう方向に次第に法制の意見なんか持つて行くような意思はないのであります。かどうでございませうか。

○渥本府委員 公務員の給與体系におきましては、満十八才の成年單身者の生計費を基準に考へておりますので、これがある意味におきましては最低賃金のごときものにならうかといふふうに――これは理解のしようでございしますが――なるわけでございます。そういたしまして、われ／＼が俸給表を改訂する必要があるといふふうに判断いたしました際は、もちろんその満十八才の成年單身者の標準生計費を計算いたします。それを俸給表のある号数に結び合せまして、そうして勧告する、こういうことになるわけでありま

す。

○井之口委員 その点は、もつと調べてまいりし御質問いたしますが、先ほどのお話では、教員は公務員ではないけれども、教員の給與に對しても相當の考慮を拂つて、いろ／＼な方策を考へてゐるんだといふふうなお話でございしましたが、どんなことをお考へになつていらつしやるか、大ざつぱなところよろしうございませう。

○渥本府委員 教員は公務員ではないと申し上げないのでございませう。国家公務員たる教員は少い、こういうことを申し上げたのであります。教員につきましては、もちろん国家公務員たる教員もおるわけでございますが、そういうものと合せまして考へるといふことにございまして、先ほど井上委員

にお答え申し上げました通りであります。

○井之口委員 その国家公務員である教員に對しては当然でございませうが、他の非常に広汎な部門は、そうでない教員の人が多い。それに対して先ほど言われましたのは、ちよつと抽象的であつたと思ひますが、もう少し具體的に考へて述べていただきたい。

○渥本府委員 ただいまの段階におきましては、あの程度のことしか、まだ申し上げる自由を持つておりません。

○井之口委員 今日行政協定が結ばれて、いろいろな規定がされております。そして、占領軍が直接管理し、いろいろな武器彈藥を製造してゐる軍需工場がたくさんあるのであります。その中におります労働者に対しては、何か特別の考慮をお拂ひになりませんかどううか。

○渥本府委員 そういう方々はおおむね公務員ではないのでございまして、われ／＼の對象となつていないように思つております。

○井之口委員 對象となつていない学校の教員に對してもお考へになつていらつしやるという、非常ないい意圖を先ほど述べになつたようであります。が、こういうところは、もう放任でございませうか。これはアメリカの支配下にあるものだから、こゝで手が出せぬというのであります。どうですか。

○渥本府委員 それは人事院にお尋ねになるのは、少し見当違いではないかと思ひます。むしろ労働政策に關する問題でございまして、労働省がもちろんそういうことを考へておると私は考へております。

○井之口委員 一切の行政というものには、決してバキンと割切れるものはありません。みなからみ合つております。その中間地帯といふものもたくさんある。現に今教員の場合も中間地帯になるわけでありませう。そういう中で、人事院において、働いておる人たちの給料を中心にお考へになり政府に對して重大な勧告もするといふことをやつておいて、当然何らかの考慮はな半ば公營的な、半ば国家企業のようなものに対して、当然何らかの考慮は拂うべきだと思ふのであります。これに對しては、自分の権限外だからといふので、全然放任の形でございませうか。そこにおいてむごい給料で働かされてもしょうがないといふお考へでございませうか。

○渥本府委員 先ほど申しましたように、この問題は労働省所管の問題でございまして、われ／＼の直接對象とすべき問題ではないといふことを申し上げたのであります。従いまして、私にそういう御質問をされますことが、少し的がはずれておりますように考へます。もちろん、そういう民間の勤労者と公務員とを全然切り離してやつておるかといふと、そうではないのであります。それは労働基準法といふものがございまして、その基準法の線に從いまして、労働省は各種の指導なり、監督なりをやつておるでありませう。公務員の場合におきましても、やはり労働基準法を一つの参考といひます。か、目安にいたしまして、公務の特殊性に從いまして、必要な面をつけ加ふる、こういうことをやつておる次第でありまして、全然関連がないわけではございません。

○田中(伊)委員長代理 井之口君に申し上げますが、今の御質問はたいへん大事な点でもあらうと思ひますから、労働省と特別調査庁を適當な時期に呼びまして、あらためてお聞きを願ふことにいたします。きようはよろしうございませうか。

○井之口委員 それでけつこうであります。

最後にもう一つ、きのう出されました地域給の問題であります。先ほど東京近在においても物価が上昇したのが、大分上げなければならぬところが出たといふお答えでありましたが、同じ地域で非常に違つてゐるところがある。たとえば府中の刑務所は五級地になつております。ところが府中の郵便局や電報局や農林省のいろいろな事務所は三級地になつておる。同じ地域で物価とかがいろ／＼な方面から、基準をきめられるといひます。ならば、こういうふうなちがひはなくなつてゐるものは、どうなさうといふお考へでございませうか。

○渥本府委員 三級地ではないのであります。今回四級地に勧告いたしました次第であります。しかしながら、人事院が所管いたします前から地域給の問題はございまして、府中にあります特定の官署など、その当時におきましてすでにそういう既得権を持つておつた一、二の官署は、自然高い官署指定に相なつておることは事実でございませう。従いまして、今御指摘の点につきましては、ほかの官署等につきましても、必要のあるものにつきましては、やはりこれと同様な率で官署指定をする必要があるのではないかと

ことで、目下研究中であります。

○井之口委員 それでは府中の電報局、郵便局、農林省のいろんな事務所の五級になる日も間近いだらうと思ひます。

次に兵庫縣の方をちよつと見ますと、昭和二十六年三月三十一日、鳴尾村は西宮市に合併されました。西宮市並みに五級地に上つておる。これは了解できるのですが、同じ西宮市の中でありながら、一方には五級地、一方には三級地というところがある。私は西宮市はそう百里も二百里も離れたさしわたしのある都市とは思えないのであります。どうしてこんなに違ふのでありましようか。

○滝本府委員 西宮市は非常に地域が広いのでございます。それで新しく都市に合併された山手の部分で、ほかの地域とのバランス上、上げない方がよろしいというところは、やはり上げておりません。

○井之口委員 同じ西宮市内でありながら、どうして山の上と平地とところでは物や生活が違ふのか、われ／＼ちよつと理解することができません。甲陽園の上つ側、あの辺が山手になるくらいですが、そういうところでもやはり下までおりて買物をするわけで、物価においては変動はないものと思ひますが、どうしてこういう不合理をいつまでも存続するのであらうか。もし真に目的とされておる資金の是正ということをお考えになるならば、むしろこういうところは一緒にして、同じ五級地にすべきものではなからうか。今度伊丹も五級地に入りましたし芦屋も五級地に入りました。伊丹のごときはこの間までは芦屋、西宮、尼崎と同じ

地区にありながら、自分の地はこんなに低いのはどういふわけかと、この学校の先生方が始終言つておられたところ。今度五級地になったのですからそれはいいのですが、同じ西宮市内でありながら、そういうものが残ることは非常に不合理だと思ひます。なお洲本なんかも三級地ではどうも納得できない。こういうところは尼崎や西宮などと同じように都会地なんですが、姫路市、洲本市が三級地になつておる。こうしたところは何か政治上の意図を持つてこうされるのであります。もし人事院が言われるところの基準通りにやられているものとすれば、当然こういうところはみな五級地になつて来なければならぬと思ひますがどうですか。

○滝本府委員 今洲本市と姫路市の例が出たのでございますが、われ／＼がやりますときには、やはりCPSとか、県から出ております県内の順位表に従ひましてやるわけであります。そのやり方に何ら狂ひはないと存じます。

○井之口委員 そうしますと、CPSなるものは、これは実には化けもののやうなもので、どうも實際に適合しない基準になつてゐるやうに考えられるのであります。そういうことも、これから化けものの統計によらないで、現実の事情によられるやうに願ひたいと考えます。これをもつて私の質問を終ります。

○田中(伊)委員長代理 今井君。

○今井委員 時間が大分来ておりますので、簡単に一、二の問題についてお伺ひしたいと思ひます。地域給の問題は、全国の市町村の勤労者から非常な

疑惑を持たれておる問題であることは、御承知の通りであります。これを講ずるところのわれ／＼議員、特に人事委員としては、非常に重大な責任がある、そういうことを痛感するのであります。従つてこの問題はよほど慎重に審議されなければならぬと私は考へております。過日人事院が勧告されましたときに、その説明に、今回の地域給の問題については、その後CPSの変化及びこれと他町村との均衡、それから府県よりの資料というものを勘案してつくつた、こういうような御説明がありましたが、それからまた政府の法律案の提案の理由の説明によりまして、人事院においてはその後、物価、生計費等の地域差の推移にかんがみ、調査研究を行つた結果、勧告したという文句がつけられております。そこでこの今回の地域給のないところが一級地となり、あるいは一級地の引上げ、及び今日までついておるやうなものについては、根本的に全体をよくならみ合せて再検討をしなければならぬ、こう考へるのであります。それが、この調査が提供されなければならぬ。たゞこれだけの町村をこつ上げるのだというだけでは、われ／＼は納得することができません。またわれ／＼人事委員が納得できません。他の国会議員諸君は絶対納得できぬと思ひます。またなぜこういうふうになつたかというその根拠を、われ／＼は知らなければならぬ。従ひまして、いろいろこの地域給について勧告されましたその基本となるべきところの資料は、当然提供されなければならぬと思ひのであります。が、こういう点につきまして、いか

ようにお考えでありますか、お伺ひしたいと思ひます。

〔田中(伊)委員長代理退席、藤枝委員長代理着席〕

○滝本府委員 われ／＼が地域給をきめるに際しまして用ひました資料は、もちろんCPSというものを使つております。それから県から好意的に出された資料を使つておるわけでありまして、しかしながらこれは人事院が県に対して何ら命令権を持つておるわけではありませぬので、そういう好意的な資料をわれ／＼が使用しておることは、これはできがたいことであるというように思ひます。なおこの問題をやりまする際に、国会とされましても、各方面に国政調査にお出かけになつたわけでありまして、そういう結果につきましては、大体におきましてわれ／＼その御調査の結果を承つておるので、こういうものももちろん参考にいたしておりました。また各地から陳情等もございましたが、こういうものにつきましても十二分に検討いたしております。国会に陳情、請願等がありましたが、国に陳情、請願等がありましたが、御送付願ひまして、これを検討いたしたもので、そういう検討の結果、考慮すべきものはいたすというのをいたしたのであります。この陳情、請願のなかつた地域につきましても、特にそういうことに偏するやうなことがあつてももちろん重大なことではございませぬが、全体的に見まして、そういうことのないやうに十分注意して、特に必要な場合には人事院が直接出向きまして、調査した地域もある次第でござい

ます。

○今井委員 人事院がいろいろ調査せられた材料を、全部国会に資料として提供することができぬ面があるというところもよくわかつております。しかし提供できる資料ももちろんあります。たとえばCPSが変化したと言ひが、どう変化したか、そんなものは当然提供できます。それができる範囲において提供するということは、これは当然である。それから国会でもいろいろ調査したこともわかつております。しかしそれは全国のあらゆる府県を調査したことになるのであります。またその調査の結果が適正かどうかはわからぬ。また請願、陳情等もいろいろあるけれども、必要ないところではおろして、これは何と言つてもやらなければならぬところがある。現に常識的に考へても、どうしてもつけなければならぬやうがない。従つてその町村からその町村自体の経費によつて、どうしても常識で考へて見ておられぬから、つけておる。そういうところでもこれは直つておるはずですが、そういうものがたくさんあるのです。従つてわれ／＼でもたとえば帰りますして、問われたときに、説明をする材料を持たない、それはこの府県でもあると思ひます。われ／＼国会議員の仲間は、ほかの県からもみんな来ております。従つてこれは相当納得されることではないと、われ／＼国会議員の責任においてそれがきまつたということになれば、責任はみなわれわれがかぶるのです。府県のいろいろ調査が参つておりますけれども、県に

おいて、人事院が勧告して、そして

九

第一類第二号 人事委員会議録第四号 昭和二十七年二月二十九日

九

九

国会できめてくださったということ
で、全部こつちに責任が来る。人事院
においても、これは国会できめてもら
ったのだということで、われ／＼に責
任が来る。そういうことを考えるとき
に、われ／＼はほんとうに重大な責任
を感じざるを得ない。そういうことを
考えると、ただ単にこれ／＼でこうや
つた。そんなことでは、われ／＼国会
議員の責任上困るのです。それはあな
た方からお考えくださったつてわかる
ことだと思ふ。またそんな責任を感じ
ないような国会議員ならば問題になら
ぬ。従つてあらゆる資料を提供して、
そして納得のできるようなものにする
ということが必要であると思ふ。人事
院は科学的に研究するというけれど
も、何が科学的か、科学的といつて
も、材料が何もないのだ。一体だん
何をしておいでになるか、私は疑わざ
るを得ない。そんな抽象的な答弁だけ
で、何で納得できますか。そんなこと
で納得するのは、ボスカやみ取引でな
ければ納得できない。この点について
どういふようなお考えを持つておる
か、これを私はもう一ぺん伺います。

○滝本政府委員 提出し得る資料につ
きましては、後ほど提出いたします。
またいろいろ御質問があれば、お答え
を申し上げたいと思います。

○今井委員 もう一つ指摘したいこと
は、人事院の方の資料として、都道府
県庁あたりのいろ／＼内申等も相当重
要視せられたということ、内部の方
にも聞いておる。ところが府県により
ましても、府県の県庁職員のことばか
り考へて、その職員の転任とかそうい
う場合を考へて、地方事務所のあると
ころをうまく均衡をとるようになつて

行く。こういうことがたくさんある。従つて今回ふえたところでも、そのふえたことができたために、その周囲に非常に不平のところがたくさんできる。これは人事院がほかを見ないで、ただが果あたりのそういう内申ということに盲従されておる点が、非常に多い。だから人事院というものは、そういうことにとらわれないで、ほんとうに神様の心となつて、広く正しく見る。こういうことでなければならぬ。それができておりません。これは私は実に遺憾だと思う。いかなる制度にも左右されてもいかぬし、いかなる人たまための便宜に供されてもいけない。とここへろがそういうことになつておらぬ。これは非常に遺憾でありまして、そういう点について今までどういふような調査をせられたか。その点も一つお伺いしておきたいと思ひます。

○滝本政府委員　御指摘のように、府県によりまして自分の地方事務所のありましますところを、特に重視されておるといふ向きがないでもございませう。しかしまた、こういう問題はそう輕視もできないことではなからうか。従いまして、あまりおかしなアンバランス、いくら地方事務所がありまして、それが生活事情等から見ましておかしきといふような場合に、その意見に盲従しておるといふことはございせん。また府県からは何回も意見をとつておられますから、その変化等もよく見たつもりでございします。また府県によりまして、必ずしも適切な資料でなかつたといふにわれ／＼判断いたしました際には、別の資料でこれを補うといふことをいたしております。

○今井委員　本日は根本的なこの問題

だけにしまして、なおまた資料が出てから伺います。

○平川委員 先ほどの井上君の問題につきまして、ちよつと関連質問をしたいと思います。井上君の質問に対して、近く教員の別表ができるというお話、まだ詳しいことはきまつておらないようですがありますが、聞くところによりますと、最近高等学校、大学、小、中学校のそれ／＼の給與の、早く言えば三本建と申しますか、給與法を三本建につくろうという考え方がございまして、これはいろいろ教員組合の方からしても、大分国会に陳情に來ておる。人事院の方にもそういうような意見が反映しておるかもしれません、私はそういうような点がまだとてもきまらぬと思つておつたのに、ただいまの局長のお話では、そろ／＼結論に近づいておるといふので、ちよつと氣にかかりますので、質問するわけであります。

大體職種別に学校をお割りになる。こゝいうふうに種類をおわけになるつもりか。現在のような一本建の給與表というものをおつくりになる考えであるか。その辺がもしきまつておるようでしたら、お聞かせを願いたい。

○渾本政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、事務当局といたしまして、今までにおいて相当検討をいたしたということをお願いしては、職種という場合におきましては、職種というようなことを考えます。際にも、また教諭の中が何段階もあるといふようなことは考えられないのであります。まして、教諭というものは一本で行くというようにすることに相ならうと思ひます。また校長というようにものも、一本で行くというようにすることにならう。

従いまして、一つの教諭の中を何段階に区別するというようなことは、とても考えられないことではないか。すなわち職階制と申しましたが、教員のいろいろな場合にこれを適用いたします際には、相当一般の行政簡素化あたりの場合と、よほど考えを違えまして考えたならば、ければならぬ問題ではなからうかというふうに存じております。また教員の立場におきましても、職域によりましていろ／＼違ふという結果的事実はあるかもしれませんが、やはり学歴と経歴年数というものは、考えて行きます際に、やはり基本的な問題になるものではないかというふうに考えております。

○平川委員 今のことで、よくわかりませんが、結局お話によると教諭あるいは教授、そういうものによつては違ひがあるという意味でありますか。別個のもの、何と申しますか給與表というものが立てられる、そういうふうに了解をしてもよろしいのですか。

○澤本政府委員 今の御質問の趣旨はわれ／＼が考えております根本問題ではない。ただ表現の問題ではないかと申す。そういうふうにちよつと考えられる。われははまだそこまで結論に到達しておおりませんが、教員の俸給というものを考えます際には、やはり今申します学歴、経歴年数というようなことで考えるのが適當ではないか、また初任給あたりを考えた際には、学歴によりまして相等差等があるということは当然であらうというふうに思うのであります。従いまして教授というのは大学だ、けだらうと思う。大学の教員のあり方というものと、それ以下の高、中、小

におけるあり方とは違いますが、学等におきましては研究職に近いような性格を持つておる。従いまして体系的が、大学の方は違つて来るのやむを得ないというふうに思う。その後におきましては学校でわけて考るといふようなことは、これは表現問題だけである。そこまでわれわれの結論が到達しておるわけではございせん。根本的なことを申し上げますならば、教諭というものが途中で何かくがあつて、昇進ができないといううなことはすべきではなからう。従つてそういうものを一つの職給と申し申すか、そういうふうに非常に年数の異なるのが適當ではなからうかということと、重ねて申し上げますが、この教員の俸給の立て方の基礎は、これは學歴であり経験年数であり、結局におきましては、それを職歴の差等平均給に於いて表わすことになるかもしれませう。

○平川委員　大体わかりました。この問題は大事な問題なので、二三御決意になる参考にしていただきたいと思いますのであります。一つは教育基本法でもつたか、学校教育法であつたか、ちつと記憶いたしませんか、その中で、教員に對して研修の義務というものを課しておる。これは法律的にそういう義務を與えておるのであります。これはこの給與化ということを考えるのが適當であらうと思う。私自分のことを申して妙なことであります。十二、三年教員生活をやりました間において、幼稚園から大学の先生まで各種あらゆることをやつております。その仕事の実態というものが、大体私はわ

かつております。何か世間では高等学
校や大学の先生方は特別むずかしいこ
とのように言っておりますが、自分自
身の自覚から考えて、ひとつも苦勞の
点に達しない。幼稚園に行けば教育
の技術の面で苦勞をいたします。それ
から大学の学生を扱えば自分の知識の
点で苦悶をいたします。従つてこれは
それ／＼のむずかしさがあるものであつ
て、給與の上にそれを表わす場合に
は、やはりそのような精神的な苦痛度
を取上げるといふことは間違ひである
と私は思う。やはり時間数であります
とか、あるいは場合によつたなら政治
的な考慮さもある場合には給與の点で
は考へてもらわなければならぬ。それ
はむしろ逆に申せば、ただいま小学
校、中学校の教員というものは待遇が
低くて、高等学校以上であつたなら
ば――娘を持つ親は、高等学校の先生
ならやるが、小、中学校の先生ならや
らない、こういうようなことがだんだ
ん今反映して参りまして、国立大学の
教職員の、いわゆる需給の状況を見ま
しても、ほとんど小学校に行き手がな
い。そこで文部省ではここにジュニ
アー・コースの養成機関をつくつて、
応急的にそれに補充しようというよう
な姑息なことを考へておるらしい。問
題はそういうことで解決しない。むし
ろ地位を上げるというような政治的な
考慮を考へなければならぬのであつ
て、仕事自身に決して上下はない。私
は今の局長の言われるような学歴と経
験年数というものを主体にして考へて
行かれるということについては、これ
はもうそれでどうしてもやつていただ
きたいと思ひます。決して学校種別で
考へていただいてはいけません。ただ先

ほど申しました研修の給與化と申しま
すか、それは考へていただいて、大学
の先生には特別な研究費用を一般に見
てやるといふようなことになりました
ら、けつこうなんではないかというふ
うに考へます。地方の教員なんかは、
例の超過勤務手当などというものも、
年に平均二百円くらいしかもらつてい
ない。これなんかも研修の面から救つ
て行くということができると思ひます
ので、ひとつさような方向に御考慮を
お願いしたいと思ひます。
○副委員長代理 本日はこの程度で
とどめ、次会は来る三日午前十時より
開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時十一分散会

昭和二十七年三月五日印刷

昭和二十七年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所